

小値賀町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念にのっとり、町、町民等及び事業者の責務等を明らかにし、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を町民等が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を受けた者及びその家族又は遺族である町民をいう。
- (3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係行政機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者をいう。
- (5) 町民等 町民及び町内に通勤し、通学し、又は滞在している者及び町内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 事業者 町内において事業活動を行っている者をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の棄損、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、町が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第5条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- 2 町は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第6条 町は、犯罪被害者等が受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

- 2 見舞金支給の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、別

に定める。

(日常生活の支援)

第7条 町は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第8条 町は、犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、居住に関する情報提供等、必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第9条 町は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等に推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。

(町民の理解の増進)

第10条 町は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援等について町民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第11条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。